

2022 年 3 月 11 日

## 審査・管理料の返金のお取り扱いについて

一般社団法人画像診断管理認証機構

申請の取り下げ・認証の取り止めにあたり、審査・管理料の返金等については、以下のとおりお取り扱いいたします。

### 1. 申請を取り下げる場合

2022 年 3 月末までに当機構に対して審査・管理料をお支払いいただきました医療機関が、その申請を取り下げる場合については、以下のとおりお取り扱いいたします。

- ①2022 年 3 月末までに申請の取り下げの申し出があった場合には、審査・管理料の全額を返金いたします。（ただし、当機構の所定の審査により承認を受けた場合に限りです。なお承認が受けられなかった場合には、下記 2「認証を取り止める場合」の①「2022 年度内に認証の取り止めの申し出があった場合」に準ずるものとして、2023 年度の審査・管理料相当分 55,000 円を返金いたします。）
- ②2022 年 4 月 1 日以降審査開始後に申請の取り下げの申し出があった場合には、原則として審査・管理料全額の返金はいたしません。（ただし、下記 2「認証を取り止める場合」の①「2022 年度内に認証の取り止めの申し出があった場合」に準ずるものとして、2023 年度の審査・管理料相当分 55,000 円を返金いたします。）

また上記の返金の金額がございました場合には、下記の事項につき当機構までメール（[office@aomri.jp](mailto:office@aomri.jp)）にてご連絡ください。

- ・医療機関の詳細（開設者名称・施設名称）
- ・返金先の詳細（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）

ただし、返金にかかる送金手数料については、申請を取り下げた医療機関にてご負担願います。

なお上記の返金後、当該年度内で再度認証を申請する場合は、別途新規に審査・管理料 110,000 円が必要となりますので、ご承知おきください。

## 2. 認証を取り止める場合

2022年度の認証後、医療機関の都合により認証を取り止める場合については、以下のとおり取り扱います。

①2022年度内（2023年3月31日まで）に認証の取り止めの申し出があった場合

2023年度の審査・管理料相当分 55,000 円を返金いたします。

②2023年度内（2023年4月1日以降）に認証の取り止めの申し出があった場合

2023年度の取り止め期間（申し出のあった月の翌月から2024年3月まで）の審査・管理料相当分を月割りにて返金いたします。

例：2023年5月に認証の取り止めの申し出があった場合

（取り止めの期間は2023年6月～2024年3月の10か月）

返金金額：2023年度の審査・管理料相当分 55,000 円×10月/12月=45,833 円

また上記の返金の金額がございました場合には、下記の事項につき当機構までメール（[office@aomri.jp](mailto:office@aomri.jp)）にてご連絡ください。

- ・医療機関の詳細（開設者名称・施設名称）
- ・返金先の詳細（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）

ただし、返金にかかる送金手数料については、認証を取り止めた医療機関にてご負担願います。

以上